

弁護士報酬規定早見表 (弁護士 莊 美奈子)

最終更新：令和元年6月15日

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
法律相談等			
1 法律相談	初回市民法律相談料	30分ごとに5,000円	
	一般法律相談料	30分ごとに5,000円以上、2万5,000円以下	
2 書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でないときは10万円から30万円の範囲内の額	
民事事件			
1 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件（交通事故・労働争訟につき別途定める）	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 経済的利益の8% 300万円を超え3000万円以下の場合 5%+9万円 3000万円を超え3億円以下の場合 3%+69万円 3億円を超える場合 2%+369万円 * 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる	①
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 経済的利益の16% 300万円を超え3000万円以下の場合 10%+18万円 3000万円を超え3億円以下の場合 6%+138万円 3億円を超える場合 4%+738万円	
2 調停事件および示談交渉事件	着手金および報酬金	1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5の額の2分の1 ※ 着手金の最低額は10万円	
3 契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 経済的利益の2% 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+3万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+18万円 3億円を超える場合 0.3%+78万円※着手金の最低額は10万円	
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 経済的利益の4% 300万円を超え3000万円以下の場合 2%+6万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1%+36万円 3億円を超える場合 0.6%+156万円	

4 支払督促事件	着手金	<p>事件の経済的な利益の額が</p> <p>300万円以下の場合 経済的利益の2%</p> <p>300万円を超え3000万円以下の場合 1%+3万円</p> <p>3000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+18万円</p> <p>3億円を超える場合 0.3%+78万円</p> <p>※ 訴訟に移行したときの着手金は、1又は5の額と上記の額の差額とする。</p> <p>※ 着手金の最低額は5万円</p>		
	報酬金	<p>1又は5の額の2分の1</p> <p>※ 報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。</p>		
5 手形・小切手訴訟事件	着手金	<p>事件の経済的な利益の額が</p> <p>300万円以下の場合 経済的利益の4%</p> <p>300万円を超え3000万円以下の場合 2.5%+4.5万円</p> <p>3000万円を超え3億円以下の場合 1.5%+34.5万円</p> <p>3億円を超える場合 1%+184.5万円</p> <p>※ 着手金の最低額は5万円</p>		
	報酬金	<p>事件の経済的な利益の額</p> <p>300万円以下の場合 経済的利益の8%</p> <p>300万円を超え3000万円以下の場合 5%+9万円</p> <p>3000万円を超え3億円以下の場合 3%+69万円</p> <p>3億円を超える場合 2%+369万円</p>		
6 離婚事件	調停事件・交渉事件			
	着手金および報酬金	<p>離婚交渉着手金20万円、離婚成立報酬30万円</p> <p>離婚調停着手金30万円、離婚成立報酬30万円</p> <p>(交渉から調停になった場合は、追加着手金10万円)</p> <p>※ 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。</p> <p>※ 上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。</p>		
	訴訟事件			
	着手金および報酬金	<p>離婚裁判着手金50万円、離婚成立報酬50万円</p> <p>(調停から訴訟になった場合は、追加着手金20万円)</p> <p>※ 離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は上記の額の2分の1。</p> <p>※ 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。</p> <p>※ 上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。</p>		
	着手金	<p>一律：20万円</p> <p>※ ただし経済的利益が250万円以下の少額案件につき、別途協議の上減額する。</p>		

<p>7 交通事故事件 (示談交渉、ADR等のあつせん、調停、訴訟等)</p>	<p>報酬金</p>	<p>※ 相手方保険会社より保険金支払金額提示が行われている場合、交渉や訴訟等によって増額した部分を交通事故に関する事件の「経済的利益」として報酬金判断の基礎とする。</p> <p>事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 経済的利益の16% 300万円を超え3000万円以下の場合 10%+18万円として算出される額に、以下の「着手金減額調整金a」を加算した金額 3000万円を超え3億円以下の場合 6%+138万円として算出される額に、以下の「着手金減額調整金b」を加算した金額 3億円を超える場合 4%+738万円として算出される額に、以下の「着手金減額調整金c」を加算した金額</p> <p>着手金減額調整金a : 経済的利益の5%+9万円(本来の着手金)から本条に基づき授受した一律着手金20万円を控除した金額 着手金減額調整金b : 経済的利益の3%+69万円(本来の着手金)から本条に基づき授受した一律着手金20万円を控除した金額 着手金減額調整金c : 経済的利益の2%+369万円(本来の着手金)から本条に基づき授受した一律着手金20万円を控除した金額</p>	
<p>8 労働争訟事件 (労使交渉、ADR等のあつせん、調停、労働審判、訴訟等)</p>	<p>着手金</p>	<p>一律 : 30万円 ※ ただし委任者の係争期間にかかる月額給与が30万円未満の場合は当該月額給与と相当額とし、不足分は解決時報酬金にて加算調整を行うこととする。 ※ 経済的利益が300万円以下の少額案件につき別途協議の上減額する。</p>	
	<p>報酬金</p>	<p>1の報酬金の額に準ずる。</p>	
<p>9 境界に関する事件</p>	<p>着手金および報酬金</p>	<p>それぞれ30万円から60万円の範囲内の額 ※ 1の額が上記の額より上回るときは、1による。 ※ 上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。</p>	<p>②</p>
<p>10 借地非訟事件</p>	<p>着手金</p>	<p>借地権の額が5000万円以下の場合 20万円から50万円の範囲内の額</p> <p>借地権の額が5000万円を超える場合 上記の『標準となる額』に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額</p>	<p>③</p>
	<p>申立人の場合</p>		
<p>報酬金</p>	<p>申立の認容 借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。 相手方の介入認容財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1による。</p>		
	<p>相手方の場合</p> <p>申立の却下又は介入権の認容 借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。 賃料の増額の認容 : 賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による。 財産上の給付の容認 : 財産上の給付額を経済的利益の額として、1による。</p>		

11 保全命令申立事件等	※本案事件と併せて受任したときでも、本案事件とは別に受けることができる。			
	着手金	1の着手金の額の2分の1。 審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2。 ※着手金の最低額は10万円		
	報酬金	事件が重大又は複雑なとき：1の報酬金の額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たとき：1の報酬金の額の3分の1 本案の目的を達したとき：1の報酬金に準じて受けることができる。		
12 民事執行事件	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。この場合の着手金は、1の3分の1 ※着手金の最低額は5万円			
	民事執行事件			
	着手金	1の着手金の額の2分の1		
	報酬金	1の報酬金の額の4分の1		
	執行停止事件			
	着手金	1の着手金の額の2分の1		
報酬金	事件が重大又は複雑なとき：1の報酬金の額の4分の1			
13-1 破産・会社整理・特別精算、会社更生の申立事件	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の着手金は下記の着手金の額の2分の1、報酬金は下記の報酬金の算定方法を準用する。			
	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 事業者の自己破産 50万円以上 非事業者の自己破産 20万円以上 自己破産以外の破産 50万円以上 会社整理 100万円以上 特別精算 100万円以上 会社更生 200万円以上		
	報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当試算、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する）。 ただし、前記ア、イの自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。		

13-2 民事再生事件		<p>※ 保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。</p> <p>※ 民法再生法 235 条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は、下記の着手金イ、ウの 2 分の 1、報酬金は、下記の報酬金の算定方法を準用する。</p>	
	着手金	<p>資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>事業者 100 万円以上 非事業者 30 万円以上 小規模個人及び給与所得者等 20 万円以上</p>	
	執務報酬	<p>再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、協議により、執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める報酬を受けることができる</p>	
	報奨金	<p>1 に準ずる（この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。）ただし、再生計画認可決定を受けたときに限り受けることができる。</p>	
14 任意整理事件 (13-1, 13-2 の各事件に 該当しない債務整理事 件)	着手金	<p>資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額。</p> <p>事業者の任意整理 50 万円以上 非事業者の任意整理 20 万円以上</p>	
	報酬金	<p>イ 事件が精算により終了したとき</p> <p>(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額（債務の弁済に供すべき資産の価額。以下同じ）につき</p> <p>500 万円以下の場合 15% 500 万円を超え 1000 万円以下の場合 10% + 25 万円 1000 万円を超え 5000 万円以下の場合 8% + 45 万円 5000 万円を超え 1 億円以下の場合 6% + 145 万円 1 億円を超える場合 5% + 245 万円</p> <p>(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき</p> <p>5000 万円以下の場合 3% 5000 万円を超え 1 億円以下の場合 2% + 50 万円 1 億円を超える場合 1% + 150 万円</p> <p>ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、13-1, 13-2 の報酬に準ずる。</p> <p>ハ 事件の処理について裁判上の手続きを要したときは、イ、ロに定めるほか、相応の報酬金を受けとることができる。</p>	
		<p>※ 審尋又は口頭審理等を経たときは、1 に準ずる。</p> <p>※ 着手金の最低額は 10 万円</p>	

15 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件	着手金	1の着手金の額の3分の2の額。	
	報酬金	1の報酬金の額の2分の1の額	

刑事事件

1 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額	④
	報酬金	起訴前	
		不起訴20万円から50万円の範囲内の額 求略式命令 上記の額を超えない額	
		起訴後	
2 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	着手金	50万円以上	④
	報酬金	起訴前	
		不起訴50万円以上 求略式命令50万円の以上	
		起訴後	
3 再審請求事件	着手金	50万円以上	
	報酬金	50万円以上	
4 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立て	着手金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる	
	報酬金		
5 告訴・告発・検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	着手金	1件につき 10万円以上	
	報酬金	依頼者との協議により受けることができる。	

少年事件

1 家庭裁判所送致前及	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額	
-------------	-----	----------------------	--

び送致後 2 抗告・再抗告及び保 護処分の取消	報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分 20万円から50万円の範囲内の一定額以上 その他 20万円から50万円の範囲内の額	⑤
-------------------------------	-----	---	---

裁判上の手数料

事件等（手数料の項目）	分類	弁護士報酬の額（手数料の額）	備考
1 証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受けることができる）	基本	20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額	
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
2 即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない。）	示談交渉を要しない場合	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+22万円 3億円以上の場合 0.3%+82万円	
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、民事事件の2、6、ないし8による。	
3 公示催告		2の示談交渉を要しない場合と同額	
4 倒産整理事件の債権届出	基本	5万円から10万円の範囲内の額	
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
5 簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの）		10万円から20万円の範囲内の額	

裁判外の手数料

1 法律関係調査 （事実関係調査を含む）	基本	5万円から20万円の範囲内の額	
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの 5万円から10万円の範囲内の額 経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの 10万円から30万円の範囲内の額 経済的利益の額が1億円以上のもの 30万円以上	

2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	非定型、あるいは英文契約書	基本 経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+28万円 3億円を超える場合 0.1%+88万円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合： 弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。	
3 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本： 1万円から3万円の範囲内の額 特に複雑又は特殊な事情がある場合： 弁護士と依頼者との協議により定める額	
	弁護士名の表示あり	基本： 3万円から5万円の範囲内の額 特に複雑又は特殊な事情がある場合： 弁護士と依頼者との協議により定める額	
4 遺言書作成	定型	10万円から20万円の範囲内の額	
	非定型	基本 経済的な利益の額が 300万円以下の場合 20万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+17万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+38万円 3億円を超える場合 0.1%+98万円 特に複雑又は特殊な事情がある場合： 弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。	
5 遺言執行	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 30万円 300万円を超え3000万円以下の場合 2%+24万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1%+54万円 3億円を超える場合 0.5%+204万円	
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額	
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。	
6 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常精算	資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が 1000万円以下の場合 4% 1000万円を超え2000万円以下の場合 3%+10万円 2000万円を超え1億円以下の場合 2%+30万円 1億円を超え2億円以下の場合 1%+130万円 2億円を超え20億円以下の場合 0.5%+230万円 20億円を超える場合 0.3%+630万円 ※最低額は合併又は分割については200万円、通常精算については100万円、その他の手続については10万円とする。	

7 会社設立以外の登記等	申請手続き	1件 5万円 ※事案によっては増減できる。	
	交付手続き	登記簿謄抄本, 戸籍謄抄本, 住民票等の交付手続は, 1通につき 1000円	
8 株主総会指導	基本	30万円以上	
	総会準備も指導する場合	50万円以上	
9 現物出資等証明		1件 30万円 ※出資等にかかる不動産価格及び調査の難易, 繁簡等を考慮して増減額できる。	
10 簡易な自賠償請求 (自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		給付金額が 150万円以下の場合 3万円 150万円を超える場合 給付金額の2% ※損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。	
11 任意後見及び財産管理・身上監護		(1) 契約の締結に先立って, 依頼者の事理弁識能力の有無, 程度及び財産状況その他(依頼者の財産管理又は身上監護にあたって)把握すべき事情等を調査する場合の手数料 1を準用する。 (2) 契約締結後, 委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬 (イ)日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合 …月額5000円から5万円の範囲内 (ロ)上記に加えて, 収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 …月額3万円から10万円の範囲内ただし, 不動産の処理等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は, 月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受けとることができる。 (3) 契約締結後, その効力が生じるまでの間, 依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料 1回あたり5000円から3万円の範囲内	
顧問契約、日当等			
報酬の種類	区分	弁護士報酬の額	備考
顧問料	事業者の場合	月額5万円以上 (ただしスタートアップ企業、ベンチャー企業様につき応相談により減額)	
	非事業者の場合	年額6万円(月額5,000円)以上	
日当	半日	3万円以上5万円以下	⑥
	一日	5万円以上10万円以下	

備考

① 特に定めのない限り, 着手金は事件等の対象の経済的利益の額を, 報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

算定可能な場合の算定基準

イ 金銭債権 債権総額 (利息及び遅延損害金を含む)

ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額

ハ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし, 期間不定のものは, 7年分の額

ニ 貸料増減額請求事件 増減額分の7年分の額

ホ 所有権 対象たる物の時価相当額

へ 占有権，地上権，永小作権，賃貸権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし，権利の時価がその時価を超えるときは，権利の時価相当額

ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1の額を加算した額

建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 へにその敷地の時価の3分の1の額を加算した額

チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額

リ 担保権 被担保債権額。ただし，担保物の時価が債権額に達しないときは，担保物の時価相当額

ヌ 不動産についての所有権，地上権，永小作権，地役権，賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ，へ，チ及びりに準じた額

ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし，取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは，法律行為の目的の価額

オ 共有物分割請求事件 対象となる特分の時価の3分の1の額。ただし，分割の対象となる財産の範囲又は特分に争いがある部分については，対象となる財産の範囲又は特分の額

ワ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし，分割に対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については，相続分の時価の3分の1の額

カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額

コ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし，執行対象物件の時価相当額（担保権設定，仮差押等の負担があるときは，その負担を斟酌した時価相当額）

算定不能な場合の算定基準

800万円とする。ただし，事件等の難易，軽重，手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。

経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。

② 境界に関する事件とは，境界確定訴訟，境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。

調停及び示談交渉の場合は，7の額又は1の額を，それぞれ3分の2に減額することができる。

示談交渉から調停，示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，7の額又は1の額の，それぞれ2分の1

③ 調停事件は8に準ずる。ただし，それぞれの額を3分の2に減額することができる。

示談交渉から調停，示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，8の着手金の額の2分の1

④ 事案簡明な事件とは，特段の事件の複雑さ，困難さ又は煩雑さが予想されず，委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって，起訴前については事実関係に争いがない情状事件，起訴後については公開法定数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。

同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは1の着手金を受けることができる。ただし，事案簡明な事件については，起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。

追加して受任する事件が同種であることにより，追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。

検察官上訴の取下げ又は免訴，公訴棄却，刑の免除，破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は，費やした時間・執務量を考慮したうえで，1による。

⑤ 家庭裁判所送致前の受任か否か，非行事実の争いの有無，少年の環境整理に要する手数の繁簡，身柄付の観護措置の有無，試験観察の有無等を考慮し，事件の重大性等により，増減額することができる。

同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。

追加して受任する事件が同種であることにより，追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。

逆送致事件は，刑事事件の1及び2による。ただし，同一弁護士が受任する場合の着手金は，送致前の執務量を考慮して，受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる。

⑥ 半日（往復2時間を超え4時間まで）

一日（往復4時間を超える場合）

以 上